# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
3	川口市 軽自動車税の課税に関する事務 基礎項目評価 書					

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、軽自動車税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認する とともに、秘密保持契約を締結している。

### 評価実施機関名

埼玉県川口市長

### 公表日

令和4年3月2日

[平成31年1月 様式2]

#### T 阻凍情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	軽自動車税の課税に関する事務			
②事務の概要	地方税法及び川口市税条例に基づき、川口市内が定置場である軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)の課税台帳を管理し、所有者又は使用者に対して賦課決定、通知する。  ●特定個人情報ファイルを使用する事務内容 ①軽自動車税申告書等による申告情報の受理及び軽自動車税課税台帳の管理事務 ②所有者等の申告内容に基づく原動機付自転車と小型特殊自動車の標識及び標識交付証明書・廃車申告受付書の交付事務 ③軽自動車税の賦課決定及び納税通知書の交付事務 ④軽自動車税の減免申請における受付及び承認又は却下の決定、並びに通知事務			
③システムの名称	<ul> <li>・軽自動車税システム</li> <li>・法人市民税システム</li> <li>・中間サーバ</li> <li>・共通基盤システム(庁内用連携システム)</li> <li>・団体内統合宛名システム(宛名システム等)</li> <li>・税宛名管理システム</li> <li>・障害者福祉システム</li> <li>・既存住民基本台帳システム</li> </ul>			
2. 特定個人情報ファイル名				

課税情報ファイル

法令上の根拠

#### 3. 個人番号の利用

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)

第9条第1項 別表第1の16項

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特 別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の 賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 であって主務省令(※注)で定めるもの

※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 〇番号法第19条第8号別表第2の第27項 ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの」となっているもの。 (※注)番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】 ・本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	川口市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

#### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

|川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	2年1月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	2年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類										
[   基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	童点項目評価書 全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。										
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)										
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用										
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない										
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	を除く。) [	]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接統		]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去									
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査										
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監					
9. 従業者に対する教育・啓	発									
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている	ている				

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報ー3個人番号の利 用ー法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項	(追加) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	根拠となる主務省令等を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報 - 5.評価実施機 関における担当部署 - ②所属 長	市民税課長 佐川 広起	市民税課長 大山 水帆	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	表紙-特記事項	_	軽自動車税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。	事後	特記事項を記載したもの
平成29年10月25日	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-③シ ステムの名称	<ul> <li>・軽自動車税システム</li> <li>・法人市民税システム</li> <li>・中間サーバ</li> <li>・共通基盤システム(庁内用連携システム)</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・税宛名管理システム</li> <li>・総合福祉システム</li> <li>・住民基本台帳システム</li> </ul>	・軽自動車税システム ・法人市民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム ・税宛名管理システム ・障害者福祉システム ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	事後	システムに変更はないが、名 称をわかりやすく改めたもの
平成29年10月25日	I 関連情報ー5.評価実施機 関における担当部署ー②所属 長	市民税課長 大山 水帆	市民税課長 内田 隆	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-② 事務の概要	消事務(軽自動車税廃車申告受付書の交付) ③軽自動車税納税通知書の発行事務 ④原動機付自転車と小型特殊自動車の標識及 び標識交付証明書を付事務 (系列車を対象)がある	地方税法及び川口市税条例に基づき、川口市内が定置場である軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)の課税台帳を管理し、所有者又は使用者に対して賦課決定、通知する。  ●特定個人情報ファイルを使用する事務内容①軽自動車税申告書等による申告情報の受理及び軽自動車税課税台帳の管理事務②所有者等の申告内容に基づく原動機付自転車と小型特殊自動車の標識及び標識交付証明書・廃車申告受付書の交付事務 ③軽自動車税の賦課決定及び納税通知書の交付事務 ④軽自動車税の減免申請における受付及び承認又は却下の決定、並びに通知事務	事後	事務の概要をわかりやすく書 き改めたものであり、重要な変 更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報 - 5.評価実施機 関における担当部署 - ②所属 長の役職名	市民税課長 内田 隆	市民税課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	-	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報ー3個人番号の利 用-法令上の根拠	地方祝法をの他の地方祝に関する法律及ひこ	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	事後	番号法の改正による変更であ り、重要な変更には該当しな い
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない

変更	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月	I 関連情報-4情報提供ネッ 2日トワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 〇番号法第19条第8号別表第2の第27項 (以下略)		令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更